

木更津市制施行80周年記念冠称事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市制施行80周年記念事業実行委員会規約第3条第2号及び第3号に規定される事業（以下「冠称事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠称事業の対象となる事業は、市制施行80周年を広く市民に周知し、共に祝うことができる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 木更津市制施行80周年記念事業の取組方針に定める、「シビックプライドの醸成」、「未来ビジョンの共有」及び「パートナーシップの実現」の基本方針のいずれかに即したものの。
- (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に実施されるもの
- (3) 法人その他の団体等が主催するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、対象としないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業を除く。）但し、市の振興に寄与すると認められるときは、この限りではない。
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) その他木更津市制施行80周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）が特に不適当であると認めるもの

(申込の手続き)

第3条 冠称事業として承諾を受けようとする者は、木更津市制施行80周年記念冠称事業承諾申込書（別記第1号様式）を会長に提出し、その承諾を受けるものとする。ただし、木更津市制施行80周年記念事業実行委員会が記念事業として事業計画に掲げる事業については、申込を省略することができる。

(冠称事業の決定)

第4条 会長は前条の申込があったときは、速やかにその内容を審査し、承諾の可否を決定するとともに、木更津市制施行80周年記念冠称事業承諾（不承諾）決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(計画変更等の連絡)

第5条 前条の規定による承諾を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業の中止又は事業内容等の変更をする場合は、遅滞なく会長にその旨を届け出るものとする。

(承諾の取消し)

第6条 会長は、冠称事業が第2条第2項各号の規定に該当することが判明した場合は、承諾を取り消すものとする。

(報告)

第7条 事業者は、冠称事業が終了したときは、木更津市制施行80周年冠称事業実績報告書(別記第3号様式)により会長に対し、その内容を報告するものとする。

(事業経費)

第8条 冠称事業の実施にかかる経費は、事業を実施する主催者の負担とする。

(事業への協力)

第9条 会長は、冠称事業において、木更津市制施行80周年記念事業名称の使用を認めるとともに、積極的に広報を行う等の可能な協力を行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、冠称事業に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。